

措置状況の公表について

平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年8月26日

高梁市監査委員 梅 野 誠  
高梁市監査委員 倉 野 嗣 雄

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>【秘書広報課（大学連携室）】 「検討」</p> <p>①奨学金について、支給時期が遅れることのないよう支給要綱に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>大学へ市税完納者は四半期ごとに支給するよう打診したが、滞納者の完納時に一括して支給するよう希望されたため、第1・2四半期を合わせて支給しました。</p> <p>大学と協議し、令和元年度からは、申請時に納税証明を添付することで、早期に交付決定し、四半期ごとに支給します。</p>
<p>【総務課】 「検討」</p> <p>①指定管理に係る手続き等は各担当課において行われているが、協定書の内容や報告書等の取扱い、履行確認状況などが不十分であり、市として統一した基準が必要と思われる。担当部署を明らかにして指導・監督されたい。</p>	<p>施設の特性及び設置目的により、管理運営方法等が異なる中で、統一した基準を設けることが困難な面も有しますが、まずは関連部署と協議を進めてまいります。</p>
<p>【有漢地域局】 「検討」</p> <p>①見積依頼文が作成されず、提出された見積書の内容も統一性がないものが見られるので、事務処理の見直しを検討されたい。</p>	<p>依頼時には見積依頼文を作成し、見積条件を明記するとともに、見積様式を示すことで内容の統一を図るよう努めています。</p>

<p>【成羽地域局】 「検討」</p> <p>①補助金については、過去にとらわれず随時見直しを行い適正な執行となるよう検討されたい。</p>	<p>大会運営に係る費用について、積算根拠等の見直しを含め、実行委員会での検討を求め適正な執行に努めます。</p>
<p>【健康づくり課】 「改善」</p> <p>①指定管理における報告書提出時期については、高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に準じるように改善されたい。</p>	<p>高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第8条において、事業報告書の提出時期は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、『毎年度終了後30日以内とする』と規定されていますが、平成28年4月に締結した川上保健センター指定管理に関する協定書において、毎年5月末までをその提出期限としていました。</p> <p>今回の指摘を受け、協定内容の見直しを行い、新たに今年度から締結した基本協定書では、高梁市が規定する期日までに報告書の提出がなされるよう改めました。</p> <p>今後とも、法令を遵守し事務の執行に努めてまいります。</p>
<p>【文化センター】 「改善」</p> <p>①総合文化会館、文化交流館の舞台機器等操作管理業務について、積算を十分行うとともに、契約方法についても検討を行われたい。</p>	<p>令和元年度における総合文化会館、文化交流館の舞台機器等操作管理業務についても、前年度と同様、(有)たかはしプロダクションと特命随意契約を締結したところです。</p> <p>同施設は、令和2年度から指定管理者制度を導入するよう現在検討を進めております。</p>